

令和 5 年 3 月 6 日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①株式会社博報堂
②株式会社東急エージェンシー
③株式会社セイムトゥー
業者の住所 : ①東京都港区赤坂 5 - 3 - 1
②東京都港区西新橋 1 - 1 - 1
③東京都千代田区永田町 2 - 4 - 3
2. 指名停止措置期間 : 令和 5 年 3 月 6 日から令和 5 年 12 月 5 日まで (9 ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
公正取引委員会は、令和 5 年 2 月 28 日(火)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第 74 条第 1 項の規定に基づき、上記 3 社及び受注等に関する業務に従事していた 3 名を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。
5. 指名停止措置理由
有資格業者である上記 3 社の社員等が独占禁止法違反容疑で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 15 号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、9 ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な 行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138